

製造加工、研究開発に重点

ピート・マウウィック・ミッチェル公認会計士事務所会長

J・R・ブラウン

カナダの所得税には連邦税と州税の二種類がある。通常の連邦税率は三六パーセント（基本レートは四六パーセントだが、州と重複する関係で一〇パーセントの税額控除が認められている）、これにさらに六・一六パーセント（州によって異なる）の州税が加算される。

カナダ政府は新規投資や拡張投資を奨励するため、さまざまな優遇税措置を設けている。主なものを紹介すると――

◎税額控除

特別控除――製造・加工業については連邦法人所得税率を通常より六パーセント低い三〇パーセントとする。カナダ人支配の小企業については、州法人税額控除後で一五パーセントの税率となり、この小企業が製造・加工業であれば、さらに一〇パーセントまで減額される。

投資控除――産業用の施設・設備を購入する場合、原価の七・二〇パーセントを控除できる。控除は購入年度に適用してもよいし、前年度またはその後五年以内の課税年度に振り替え適用することも可能。この適用可能期間は現在、延長が検討されている。また特定地域内の主として製造・加工業に対する新規投資は、資

本コストの五〇パーセントまでの税額控除が認められる。

研究開発控除――資本的支出の二〇（三〇パーセント）まで控除可能。これも当該年度だけでなく、前年度に繰り上げて、あるいはその後の五年間に繰り延べての適用が認められている。

◎所得控除

鉱山経営および石油・天然ガスの探査活動など資源分野での事業に対しては、一連の優遇措置があり、資源開発関連資産の取得費用ならびにその開発中に発生した諸費用を税務目的の特別勘定に算入できる。この特別勘定には種々のものがあり、それらの残高は一定限度内で納税者の資源関連事業所得と相殺することが可能。また、研究開発費が過去三年間の平均を上回るとき、その超過分の五〇パーセントに相当する特別研究費控除を所得から差し引くことができる。

◎加速償却

通常の設備償却額は定率法で二〇パーセントまでだが、生産設備についての特別優遇措置を利用すれば三年間償却が可能。製造・加工業用の新規機械設備投資および公害防止設備のコストは、年五〇

パーセントを限度とし、二年間償却が認められる。また、研究開発費は、資本的支出の性格をもつものであっても、全額即時に償却できる。新鉱山の開発関連施設は、通常定率（三〇パーセント）に代えて、当該鉱山からの毎年の収益相当額まで償却可能である。

以上を骨子とする投資優遇税制を簡単な具体例にあてはめて、事業主にとってどの程度有利になるかを見てみよう。あの海外の投資家がカナダの子会社を通じてカナダ国内に製造業を開設し、百万ドルの生産設備を取得したとする。

この設備が七パーセントの投資税額控除に適合するものであれば、投資税額控除額は七万ドルとなる。この控除は過去三年および今後七年以内で、当該カナダ企業の所得税額と直接相殺することも可能である。またこの控除率は生産施設の所在地によっては二〇パーセントの高率

となる。

税法上の減価償却費を算定する場合、法人は設備の取得原価から投資税額控除額を減じた額を償却できる。つまり百万ドルから七万ドルを差し引いた九十三万ドル――これを三年間で償却できることになる（生産設備の特別償却）。カナダの現プライムレート一・二パーセントを割引率に用いて計算すると、この加速償却額を課税所得から控除することによる税金減少額の現在価値はおよそ三十二万五千ドル（通常の償却方法が適用された場合は二十七万ドル）。

投資税額控除と総合すると、現在価値ベースでの租税優遇額は、百万ドルの生産設備に対して十二万五千ドルとなり、相当に有効な優遇措置となっている。

以上のように、カナダでは税務上の優遇措置を上手に利用すると、かなり有利な事業運営が可能であると信ずる。

連邦政府の主な投資奨励策

1. 産業奨励

●産業・地域開発計画(Industrial Regional Development Program-IRDP)――これまでの主な投資奨励策を統合して、今年7月に発表された。経済的に最も恵まれない地域を中心に、カナダ全州の製造業者、加工業者、一部観光業者、特定サービス業者に助成金や融資および債務保証を与える。対象は地域産業開発、技術革新、事業設立、設備の近代化・拡張、市場開拓および組織再編。

2. 税務上の優遇措置

- 小企業への軽減税率
- 製造・加工業への税額控除
- 投資税額控除
- 加速減価償却
- 欠損金の控除(前倒し又は繰越し)
- 研究費控除
- 棚卸商品引当金

3. 研究援助

- 産業研究援助
- 企業・研究機関プロジェクトへの援助
- 産業エネルギー研究開発計画
- 防衛産業生産性向上計画(DIPP)

その他、石油・ガス資源や石炭・鉱物資源の探査・開発に対する援助、輸出奨励のための援助もあり、また各州政府でも投資奨励策を講じている。